

【答内問質】

令和8年5月19日 中 岡 承

議員 深田 龍 様
(市議会議長経由)

松阪市長 竹 上 真 人
(担当部局 企画振興部)



文書質問に対する回答書

令和8年第1号の文書質問について、松阪市議会文書質問取扱要綱第3条第3項の規定により、下記のとおり回答いたします。

記

1 質問件名

コミュニティセンター条例の入場料徴収と営利目的の考え方について

2 回答内容

別紙のとおり

【質問内容】

・条例中、最下段にある附則の別表第2(第8条関係)の備考3では、「入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。」とある。

入場料を徴収することと営利目的の内容であることの、どちらかが該当すると使用料が2倍になるが、この条文となった理由と経緯を教えてください。

特に2つの事柄をandではなくorで記述した点について詳細をお願いします。

【回答】 (企画振興部 地域づくり連携課)

松阪市コミュニティセンター条例は、令和4年9月議会に提出し、議決をいただき、令和5年4月1日に施行されました。

本条例の別表第2の備考3における「入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合」という規定が「かつ(AND)」ではなく「又は(OR)」で記述された理由と経緯について、ご説明させていただきます。

まず、受益者負担の原則についてです。公共施設を利用する際、その利用から利益を得る人が、施設利用の費用を負担すべきという考え方です。営利目的の企業・団体であっても、非営利の団体であっても、入場料を徴収して利益を得ているのであれば、施設利用料として適切な対価を負担すべきものと考えています。

次に、公平性の確保についてです。もし「かつ(AND)」で記述した場合、以下のような不公平が生じます。

第一に、営利の目的で「入場料は徴収しない」と言えば、通常料金で施設を利用できるようになります。第二に、非営利団体との不公平です。非営利団体が入場料を徴収してセミナーを開催する場合、「かつ(AND)」で記述すると、営利目的ではないという理由だけで通常料金で利用できてしまいます。しかし、参加者から金銭を得ているという点では、営利目的と同じであると考えられます。このように、「又は(OR)」で記述することにより、営利目的と非営利団体の間に公平性を確保することができます。

以上の理由から、本条例において「入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合」と「又は(OR)」で記述することが、最も適切であると考えております。このような規定により、松阪市は他市町との整合性を保ちながら、すべての利用者に対して受益者負担原則と公平性を確保し、透明性のある施設管理を実現してまいります。